

【当該地域の所有者不明農地の概要】

- ・畑作等促進事業を実施するに当たり、一部に所有者不明農地が存在し、事業施行承諾に係る事務処理を進める上での支障となっている。また、所有者不明農地の遊休化が発生しており、解消が喫緊の課題である。

| | |
|---------|----------------------------------|
| 当該農地の概要 | 事業施行終了後担い手に繋ぎたいが、所有者の所在が判明していない。 |
| 筆数や面積 | 4筆、1454㎡ |

【取り組み実績スケジュール】

| | |
|----------|------|
| 探索 | 6か月 |
| 公示 | これから |
| 促進計画認可手続 | これから |



【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・農業委員会事務局は、戸籍等の情報収集、相続関係図の作成、相続人の所在確認等を行った。当委員会は所有者不明農地制度の活用実績があり、探索業務のノウハウを有していた。
- ・農業会議は、月に1回の電話やメールでの連絡調整に加え、2ヶ月に1回の現地ヒアリングを行い、農業委員会の取組の進捗状況の確認や情報提供を実施した。事業後半には司法書士による相談会を開催し、探索方法等の課題解決を図った。
- ・所有者不明農地については、現時点で解消に至っていない。4筆はいずれも遊休化しており、これまで活用意向を示す担い手は見られなかった。探索の結果、2筆は終了したが、残る2筆は探索不可であった。今後は、畑作等促進事業の実施後、農地中管理機構を通じて利用権設定を行う予定である。

【農業委員会所感】

- ・短期間での事業実施の上、探索に時間を要したため、相続人等の意向確認ができず、年度内にマッチングまで行う時間的ゆとりがなかった。